

さぽたま通信

第 5 号
令和 4 年 4 月 1 日発行

～小金井・小平の地域と会員をつなぐ会報誌～

発行人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保晶子
発行所 〒184-0012 東京都小金井市中町 4 丁目 1 4 番 1 7 - 6 0 6
TEL : 042-313-4600 FAX : 042-313-4700
編集人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 広報渉外委員会

特集 将来への備え 任意後見制度の活用を

一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保 晶子

「あなた、ご飯よ」

Aさん（80代男性）は、妻Bさん（70代女性）の声で新聞から目を離しました。新聞の記事の見出しには大きく「任意後見制度」の文字。AさんとBさんは、約50年前、職場結婚し、夫婦仲良く過ごしてきましたが、二人の間には子どもがいません。現在は二人とも元気で、身の回りのことを自分たちで行うことができますが、「もし自分が認知症になってしまったら、妻はどうなってしまおうのだろう」という不安がAさんの頭の中に浮かびました。

認知症等により判断能力が不十分な場合に、成年後見人等により財産管理等を支援してもらう「成年後見制度」。そのうちの一つである「任意後見制度」は、現在お元気な方が、将来、ご自身の判断能力が低下した場合に備えて、財産管理等をしてくれる「任意後見人」をあらかじめ契約により自分で選任しておく制度です。特にAさんご夫婦のように、お子様や頼れるご親族が身近にいらっしゃらない方の場合には、第三者の専門職後見人とあらかじめ「任意後見契約」を締結し、将来に備えておくことをお勧めします。

任意後見契約を締結しても、お元気なうちはご自身で財産管理等を行い、もし認知症等が発症し、判断能力が低下した場合には、任意後見受任者（ご本人が任意後見人に選んだ方）等が家庭裁判所に申立てを行い、任意後見契約を発効させて、任意後見人による財産管理等が開始します。なお、家庭裁判所により「任意後見監督人」が選任されることが契約発効の条件となっており、任意後見監督人が、ご本人に代わってしっかり任意後見人を監督してくれるので、安心です。

「備えあれば憂いなし、だな。任意後見制度を利用してみようかな」

食卓についてAさんは、長年連れ添ったBさんに微笑みました。



市民公開講座 (報告 原章治)

令和4年2月6日(日)午後2時から小平市立花小金井南公民館ホールにおいて、市民公開講座「遺言書と成年後見できること・できないこと」(主催:東京都行政書士会多摩中央支部、企画:一般社団法人相続後見シニアサポート多摩)を2年ぶりに開催しました。講演会前半は「行政書士から学ぶ遺言書の書き方ガイド」と題して、当会の加藤史郎会員が遺言書作成における注意点などについて解説しました。



講演会後半は「行政書士から学ぶ成年後見の活用ガイド」と題して、当会の久保晶子理事長が成年後見について具体的な事例に基づいて解説しました。コロナ禍にもかかわらず、定員いっぱいの20名の市民の方々に御参加いただき、講演後には個別相談会も行われ盛況のうちに終了しました。

第12回勉強会 (報告 高柳昌樹)

令和3年12月1日、第12回勉強会を実施しました。今回は「認知症サポーター養成講座」ということで、小平市認知症支援リーダーの本田祐吉様にご講演を賜りました。

講義では認知症高齢者の現状から認知症そのものご説明、周囲の関与の方法、認知症サポーターのご説明をいただきました。また、このままでは介護職の人数が深刻な不足に陥るため、それをカバーするために必要な地域での支援についても熱のこもったお話しがあり、我々行政書士も職務として、また、一地域住民として今後の関与方法を考えさせられました。

今回は感染症対策に配慮する形で行いましたが、いただいたアンケートでは満足されたとの声が多く、ほっとしております。研修委員会では今後も業務に関する勉強会を開いて参りますので、よろしくお願いいたします。



小平市認知症支援リーダー
本田祐吉氏

【受任実績】(令和4年2月28日現在)※

成年後見人・保佐人・補助人就職	40件	任意後見契約締結	7件
日常生活見守り等委任契約締結	9件	死後事務の委任契約締結	24件
日常的金銭管理委任契約締結	6件	遺言執行者への指定	26件
財産管理等委任契約締結	8件	その他	6件

※当法人の紹介を通じて、当法人会員(または会員の所属する法人)が受託した受任実績です

<後見終了後の事例> 吉田安之

私がAさんの後見人に就いたきっかけは権利擁護センターからのご紹介でした。身寄りがない一人暮らしの女性の方でした。私にとって初めての在宅支援での後見となります。とてもお話し好きな方で、ケアワーカーさん、傾聴ボランティアさん、私が交替で毎日伺うようにして支援を行っていました。Aさんとはいろいろな話をしました。時には1時間以上話したこともあります。

Aさんは「窓から見える小さな池と庭が好きなのよ」とよく話していました。中庭に小さい池があり、そこには金魚が数匹泳いでいました。

ケアワーカーさんたちと連絡ノートで日々の出来事を連絡しあい、今日のAさんの様子はこうだったとか薬はきちんと飲んでいましたなどの情報共有を行っていました。

ただ一人暮らしは困難ということになり施設の申込を行ったところ、良い施設に入所できることが決まりました。その施設は部屋の窓から自然の森が見え、春にはサクラもよく見えるところで、入所当日、Aさんは「本当に良い景色だ」とおっしゃって、とても気に入られたようでした。

その後も施設に伺うたびに「私は本当に幸せ者だ」とよく話されていました。私が「ここにずっと住めますよ」というと「皆様に良くしていただいて、本当に私は幸せ者です」といつも笑顔で返してくれました。

ところがそんなある日、Aさんが病院に入院したと施設の方より電話がありました。病名は脳梗塞でした。残念ながら言語機能が失われ、医療的介助が必要な寝たきりの状態となってしまう、施設にいられなくなってしまいました。病院の相談員の方と相談しながら、長期療養入院ができる病院を探し、Aさんは現在もそこに入院中です。

今では、寝たきりの状態なのでAさんに私の声が届くかどうかはわかりません。二度と会話することができなくなってしまいました。でも伺うたびに「Aさん。吉田です。お顔を見に来ましたよ。お元気ですか？」と声掛けをしています。もしかしたら呼びかけが届いているかもしれないと期待して。



【令和3年度活動報告】

➤ 勉強会

令和3年12月1日(火) 第12回勉強会「認知症サポーター養成講座」

➤ 市民公開講座・相談会

令和4年2月6日(日) 市民公開講座「遺言と成年後見「できること」「できないこと」」及び個別相談会

➤ 講師派遣・相談員派遣

令和3年11月26日(金) 小金井市社会福祉協議会主催「相続・遺言・成年後見制度相談会」

令和4年2月22日(火) 小金井市社会福祉協議会主催の2021年度第2回成年後見制度等市民啓発講演会「「今から考える老い支度」～遺言・任意後見制度～」



遺言・相続・死後事務・成年後見 Q&A



Q1 成年後見制度利用中、ご本人の老朽化したご自宅を取り壊して、固定資産税対策として、新たに建物を建築して賃貸することはできますか。

A1 ご本人のご自宅を取り壊そうとする前に、家庭裁判所に対し「居住用不動産処分許可の申立て」を行い、その許可を得なければなりません。この事例では固定資産税対策とあり、直接ご本人の生活費や療養費に役立てるためではなさそうですので、許可が下りるのは難しいでしょう。

Q2 私はずっと日本に一人で住んでいますが、日本国籍はありません。外国人が日本で暮らすうちに年を取り判断力が衰えたときはどうすればよいのでしょうか？

A2 日本に住所や居所のある方であれば、外国籍の方でも日本の成年後見制度を利用することが出来ます。お近くの社会福祉協議会や地域包括支援センターにご相談ください。



Q3 私は高齢になり、子どもたちから「今のうちに遺言書を書いておいて」とよく言われます。でも、遺言書を書いてしまうと、それきり自分のお金を自分で自由に使えなくなってしまうのではないかと心配です。

A3 遺言書を書いて、自分のお金は自由に使うことが出来ます。遺言書は遺された財産を相続人にどのように分けてほしいか記しておくものですが、その遺された財産とは、ご自身が自由に使った上でお亡くなり後に余剰となった財産を指します。

<当法人にお気軽にご相談ください>

● 法定後見 ●

成年後見人等候補者のご紹介

—家庭裁判所の審判による後見—

● 任意後見 ●

財産管理等委任契約

—足腰が不自由な場合などの財産管理等—

任意後見契約

—将来に備えた契約に基づく後見—

● 見守り事務 ●

日常生活見守り等委任契約

—日常生活の困りごとのご相談・見守り—

日常的金銭管理等委任契約

—通帳のお預かり・費用のお支払い—

● 死後の整理事務 ●

死後事務の委任契約

—ご葬儀・身辺の整理事務—

遺言

—遺言作成・相続に関するお手続き—



〈編集後記〉

コロナ禍といわれて久しく、なかなか出口が見えない日々です。今回は第5回目の会報誌となりますが、2月に行われた市民講座や相談会などの様子も紹介しております。気になることがあったら、相談してみたいことがあったら、気軽に話すことが出来る、そんな皆様にとって身近に感じられる会の活動を紹介してまいります。よろしくお願ひします。

〈齋藤順子〉